第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

I_{15} ＝ 0.039

I_{16} ＝ 0.041

I_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

J_n　河川等関連公共施設整備促進事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債の額に相当する額（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

K_{10}　ア　平成10年度市場公募都市に係るもの　0.000

イ　平成10年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.006

K_{11}　ア　平成11年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成11年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.009

K_{12}　ア　平成12年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.008

K_{13}　ア　平成13年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

K_{14}　ア　平成14年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

L_n　下水道関連特定治水施設整備事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業及び都市公園等関連特定治水施設等整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債の額に相当する額（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

M_{11} ＝ 0.009

M_{12}　ア　平成12年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.013

M_{13}　ア　平成13年度市場公募都市に係るもの　0.006

イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

△

○

○

I_{15} ＝ 0.040

I_{16} ＝ 0.042

I_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

J_n　河川等関連公共施設整備促進事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債の額に相当する額（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

K_{10}　ア　平成10年度市場公募都市に係るもの　0.000

イ　平成10年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007

K_{11}　ア　平成11年度市場公募都市に係るもの　0.004

イ　平成11年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.009

K_{12}　ア　平成12年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.008

K_{13}　ア　平成13年度市場公募都市に係るもの　0.005

イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014

K_{14}　ア　平成14年度市場公募都市に係るもの　0.007

イ　平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007

L_n　下水道関連特定治水施設整備事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業及び都市公園等関連特定治水施設等整備事業に係る経費に充てるため平成n年度において発行を許可された地方債の額に相当する額（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）

M_{11} ＝ 0.009

M_{12}　ア　平成12年度市場公募都市に係るもの　0.008

イ　平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.013

M_{13}　ア　平成13年度市場公募都市に係るもの　0.006

イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.014